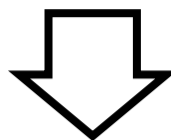


耐震改修等補助金に係る手続きの流れ(耐震改修)

1 事前連絡

耐震診断の結果を受け、補助対象となることが確定している方で、補助事業の利用を希望される方は、防災安全課に連絡してください。



2 改修希望

事前連絡の結果、申請することが可能な場合は、申請に必要な書類の作成を業者に依頼してください。



3 申請

申請書と次に掲げる書類を添えて申請してください。

- (1) 耐震改修等に係る費用の見積書の写し
- (2) 建物の登記事項証明書
- (3) 交付対象者であることを確認することができる書類
- (4) 耐震改修等の内容及び全体概要を確認することができる書類(図面を含む)
- (5) その他市が指定した書類



4 交付決定

書類審査の後、市から交付決定通知が送付されます。

【注意】

- (1) 契約書を書面で必ず交わすこと。
- (2) 工事監理を依頼すること。
- (3) 完了報告時に必要な書類を事前に確認し、施工業者に依頼すること。



5 耐震改修等工事の実施

完了報告期限に間に合うよう業者に依頼し、耐震改修等を実施してください。



6 完了報告

耐震改修等工事の費用の支払い完了後、速やかに完了報告書に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 契約書の写し
- (2) 耐震改修等工事の領収書及び明細書の写し
- (3) 耐震改修等の施工前、施工中、施工後の写真
- (4) 耐震改修後の対象住宅の耐震性を確認することができる書類



7 清算

補助金の確定通知が到着したら、防災安全課に請求書を提出してください。

指定口座に補助金の振り込みを行います。(約1か月程度時間をいただきます。)